

第 15 期 第 3 回男女共同参画センター運営委員会 会議要録

- 1 日 時 平成 29 年 1 月 27 日（金） 午前 10 時～11 時 30 分
- 2 場 所 男女共同参画センターえーる 会議室
- 3 出席者 山本委員長 加藤副委員長 西村副委員長 有馬委員 伊藤委員 小幡委員
加藤委員 佐藤委員 高原委員 荒井委員 居木委員 上原委員 大倉委員
中島委員 濱田委員 平林委員 持木委員
事務局（人権・男女共同参画課長 男女共同参画担当係長 同係職員）
男女共同参画センター指定管理者
欠席者 千田委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 なし
- 6 議題 (1) 前回会議要録の確認とホームページ掲載について
(2) 平成 29 年度事業について
- 7 報告 (1) 区民企画講座について
(2) 平成 28 年度講座実施状況について
(3) 平成 28 年度利用者アンケートの実施について
(4) 指定管理者の管理運営状況評価について
- 8 その他 (1) 利用者懇談会の開催について
(2) 次回開催日程について
(3) その他
- 9 配布資料
資料 1 平成 29 年度男女共同参画センター年間事業計画（案）
資料 2 平成 29 年度区民企画講座応募一覧（得点順）
資料 3 平成 28 年度実施事業報告
資料 4 平成 28 年度利用者アンケート（案）
資料 5 指定管理者の管理運営状況評価について
資料 6 指定管理者の管理運営状況評価票
参考資料 すてっぷ第 65 号
練馬区独立 70 周年ロゴマーク使用マニュアル

10 会議の概要

【委員長挨拶】（省略）

【人権・男女共同参画課長挨拶】（省略）

【議題・報告】

<委員長> まず、議題(1) 前回会議要録の確認とホームページ掲載について、この場で最終確認となる。事務局より事前に送付しており、特段指摘事項はなかったようだが、改めて訂正等、意見のある方はいるか（訂正なし）。それでは、決定とし、区ホームページに掲載する。

続いて、議題(2) 平成 29 年度事業について、指定管理者から説明をお願いします。

<指定管理者> 平成 29 年度男女共同参画センター年間事業計画（案）（資料 1）について説明（説明省略）

<委員長> 何か質問等はあるか（質問なし）。平成 28 年度に好評であった事業が多く、引き続き継続性のある事業となっており良いのではないかと思います。では、この計画に沿って進めていただきたいと思います。

なお、紹介が遅くなったが、第 15 期男女共同参画センター運営委員会に初めて出席される委員がいるので、自己紹介をお願いしたい（自己紹介省略）。

< 委員長 > 続いて、報告(1)区民企画講座についてに入る。前回の運営委員会において、部会を作って活動するというでいくつか案があった。皆さんの意見として、講座企画検討部会があれば良いということになり、区民企画講座の検討をしたいという8名の委員に参加をいただいた。

1月17日に講座企画検討部会を開き、講座の検討をした。まず、平成29年度区民企画講座応募一覧(得点順)(資料2)を各自確認いただきたい(各自資料確認)。

では、検討した結果について、講座企画検討部会の部会長から説明をお願いし、委員の皆さんに講座の確認をいただきたいと思う。

< 部会長 > 平成29年度区民企画講座応募一覧(得点順)(資料2)について説明(説明省略)。

< 委員長 > 何かご意見・質問等はあるか(質問なし)。では、先ほど指定管理者より説明のあった平成29年度男女共同参画センター年間事業計画の中における区民企画講座として決定することとする。なお、資料2については、個人情報が含まれるため、この後回収させていただくのでご了承いただきたい。

続いて、報告(2)平成28年度講座実施状況について、指定管理者より説明をお願いする。

< 指定管理者 > 平成28年度実施事業報告(資料3)について説明(説明省略)。

< 委員長 > 何か質問等はあるか(質問等なし)。では、続いて、報告(3)平成28年度利用者アンケートの実施についてについて指定管理者より説明をお願いする。

< 指定管理者 > 平成28年度利用者アンケート(案)(資料4)について説明(説明省略)。

< 委員長 > 何か質問等はあるか。

< 委員 > なぜ性別欄が男女の選択ではなく、記入に変わったのか理由を教えてください。

< 指定管理者 > 戸籍上の性は女性であっても意識的には男性など、男女の選択が難しい場合がある。よって、自身での記入に変更することとした。

< 事務局 > 補足だが、女性、男性以外にどちらにも属さない性があり、様々な性がある中でご自身の感じる性を自由に記入いただけるよう質問項目を変更した。

第4次練馬区男女共同参画計画にも示しているが、「多様な性を認める」「性は自認である」ということが認識されている中で、初めから男性と女性だけにカテゴリーを押し付けた中での選択についてはどうなのかという考え方に基づき、変更することとした。性別欄に男性・女性という記載があるだけで、自身の性自認を否定されているように感じてしまう等の声もあり、記入できる方に書いていただくような形としている。

なお、区でも保険証など、必要がないところには性別の欄はない。昔はどんな申請書にも性別で男女を選ぶこととなっていた。パスポートは別であるが、免許証には元々性別欄がなく、各所管の書類も性別欄についてはご自身で書いていただくという形式に当課から進めていくこととした。区の中でもそのような認識に変わってきており、他区でも性別欄は自認している姓を書けるようにしている。このように必要以上に性別欄を設けていない状況が進んでいることから、今回のアンケートについてもそれを取り入れさせていただいた。

また、補足として、なぜこのような利用者アンケートを実施するのかということであるが、練馬区には男女共同参画センター以外にも、石神井公園区民交流センターや、各地区に地区区民館等、様々な区立施設がある。区立施設は、区民の皆さんに利用していただくという趣旨で建てられた施設である。よって、気持ちよく皆さんに利用していただけるよう、アンケートをとり、皆さんの声を聞いたうえで、改善できる部分については改善していきたいと考えている。実際、昨年いただいたアンケート結果をもとに施設の改善に結びついたという事例もあるので、アンケートにご協力いただきたく思う。改善事例については、後程、指定管理者より説明いただく。

< 委員長 > 何か質問等はあるか。

- < 委員 > アンケートはいつからいつまで行うのか。
- < 指定管理者 > 2月1日～2月28日に実施する。
- < 委員 > 何の目的で来所したのは聞くのか。また、アンケートの配布方法はどのようなのか。
- < 指定管理者 > 項目の1「ご利用いただいた場所」で記入いただくことで目的は把握できるのではないかと考えている。また、アンケートの配布は、1階受付で渡すほか、図書・資料室や相談室を含め、各階に設置しているので、利用した場所でアンケートを書いてもらうことが可能である。
- < 事務局 > 目的という記載ではなく、利用いただいた場所を聞く形としている。利用した場所を聞くことで、団体の講座等で利用しているという目的を捉えることとする。
- < 委員長 > 何か質問等はあるか（質問等なし）。では、続いて、報告(4) 指定管理者の管理運営状況評価について、事務局および指定管理者より説明をお願いします。
- < 事務局 > 指定管理者の管理運営状況評価について（資料5）、指定管理者の管理運営状況評価票（資料6）について説明（説明省略）。
- < 指定管理者 > 指定管理者の管理運営状況評価について（資料5別紙）について説明（説明省略）。
- < 委員長 > 何か質問等はあるか。初めての方もいらっしゃるが、評価票をご覧くださいと分かりやすいと思う。男女共同参画センターの事業内容の評価、施設の管理運営上のサービスができていないか、という2面を評価するものである。センターをよく利用されている方については分かると思うが、頻りに利用されない方については、評価に参考になる活動として、資料5の別紙をご覧ください、どのような企画のもと運営され、実績を残しているのかということが分かると思うので後程よく読んでいただき、期日までに事務局へ提出をお願いします。続いて、5その他に入る。(1) 利用者懇談会の開催について、指定管理者より説明をお願いします。
- < 指定管理者 > 利用者懇談会の開催について説明（説明省略）。
- < 委員長 > 懇談会とはどのようなことを行うのか。
- < 指定管理者 > 利用団体に施設を利用してどのような感想をお持ちか、また施設への要望を伺う会である。こういった機会がないと、利用団体間の交流がなく、男女共同参画センターでどのような活動をしているのかということが分からない。利用団体間のコミュニケーションやつながり、お互いの団体の紹介の場としても利用してもらっている。
- < 事務局 > 補足だが、区民の皆様に施設の意見を伺うのが利用者アンケート、運営委員の皆様指定管理者の施設管理・事業等の運営状況を評価していただくのが管理運営状況評価、登録利用団体の意見を反映するのが利用者懇談会である。施設をより良く使っていただき、区民サービスを向上させるため、色々な方面から意見をいただくことを目的としているものである、ご協力をお願いします。
- < 委員長 > 昨年度は何団体が利用者懇談会に参加したのか。
- < 指定管理者 > 50団体へ案内し、16団体、人数としては20名程度の参加があった。
- < 委員長 > 登録団体が50団体なのか。
- < 指定管理者 > 現在、登録団体は260団体程度で、昨年は更新の時期であったので、登録いただいたNo.1～159のうち、一度でも参加したことのある団体は除き、50団体を選んで案内を出し、その中で20名程度の参加があった。今年はNo.160以降の団体で参加したことのない団体へ案内を出す予定でいる。
- < 委員長 > それでは、(2)次回開催日程について決めたい。
日程調整（省略）
- < 委員長 > 次回は平成29年4月21日（金）午前10時から開催させていただく。最後に(3)その他について、事務局より説明をお願いします。
- < 事務局 > 平成29年度以降の指定管理者選定結果（現指定管理者の継続）練馬区独立70周年ロゴマーク使用について、参考資料等をもとに説明（説明省略）。

続いて、人権・男女共同参画課の相談体制変更について説明する。人権・男女共同参画課の相談は、区役所の男女共同参画担当係（以下、区役所）と男女共同参画センター相談室（以下、えーる相談室）の2箇所で行っている。男女共同参画センターは、昭和62年に女性センターとして開館して以降、相談業務を継続して行ってきた。区は平成26年5月、練馬区配偶者暴力相談支援センターの機能を整備した。その際、男女共同参画センターは年末年始以外毎日開館しており、また夜間の開館もしていることから、えーる相談室の方が相談者が多く来るであろうと想定した。そこでえーる相談室の体制を拡充し、DV専門相談の回数を増やしたり、DV証明書の対応ができるよう、職員を増員し、相談支援担当係を設置した。

DV相談者は、相談をした後、発行したDV証明書をもって国民健康保険証、保育園申込み、児童手当等の手続きが必要になる場合がある。2年間の利用状況をみると、DV証明書の提出先である各窓口が区役所にあるということで、区役所に来所する方がえーる相談室より多く、えーる相談室の約5倍程であった。逆にえーる相談室では電話相談は年間約3,000件と多く、利用者の傾向としては「これはDVなのか、来所ではなく電話でまず聞いてみたい」という方が多く、電話相談のニーズが高いことがうかがえる。実際、えーるへの電話相談は約3,000件あるのに対し、来所相談は約200件、うち日曜・祝日の来所は年間で約10件と非常に少ない。DV証明書発行については、区役所が204件、えーる相談室が37件であり、区役所ではえーる相談室の5.5倍の証明書を一人の職員が発行している。

こうした実態を踏まえ、新しい体制として、えーる相談室は、日曜・祝日を電話相談のみとし区民ニーズに対応する。区職員によるDV証明書の発行を平日と土曜日の午前9時から午後5時までとし、区役所本庁の相談体制を拡充し、ニーズに応える。平日夜間と土曜日については、予約制でDV証明書の発行業務を行う対応をしたいと考えている。なお、現在のえーる相談室のDV証明書の発行状況は、日曜・祝日は1件、夜間は平日2件であり、どちらも事前予約のうえ来所された状況であった。

また、DV専用ダイヤルについては、現在、毎日午前9時から午後7時までとしているが、平日は午後9時まで延長し、拡充することとする（土曜日は午後7時まで、日曜・祝日は午後5時まで）。そのほか、性的マイノリティの方々への対応を拡充する。第4次練馬区男女共同参画計画策定の際、「自分達の話聞いてもらいたいがどこに行けば良いかわからない」「話をじっくり聞いてほしい」等の性的マイノリティの方からの意見が多かった。現在、総合相談や心の相談でLGBTの相談を受けているが、LGBTに特化した相談日を4月から月1回土曜日に設けたいと考えている。臨床心理士等の資格をもった民間で精通している方に来ていただき、LGBTの方が電話をかけやすかったり、相談しやすい体制に変更していきたいと考えている。スキルのある相談員が対応することで、引き続き区民サービスの向上に努めていく所存であるので、ご理解いただきたい。4月から新体制となるため、区報、ホームページ、チラシ等で周知するほか、警察や関係機関へも周知のうえ、調整し、協力体制をとっていく。

エレベーター工事協力のお礼、トイレ工事について説明（説明省略）

< 委員長 >

何か質問等はあるか（質問なし）。センターに相談に来て最終的に区役所に行かなければ手続きが完了しない点や、センターより区役所におけるDV相談が多い点を踏まえ、区役所本庁の相談を充実させることは非常に合理的な方法と感じている。よろしくご理解いただきたい。それでは、以上にて閉会とする。

< 副委員長 >

（閉会の挨拶）